

雇用保険の基本手当（失業給付）を受給される皆さまへ

平成 23 年 8 月 1 日から、雇用保険法の改正、賃金日額の変更が行われます。

賃金日額、再就職手当等の給付率が引き上げになります。

賃金日額を引き上げます

○「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、下限額等を引き上げます。

〔例〕 賃金日額の下限額 : 2,000 円 → 2,330円



基本手当日額の下限額 : 1,600 円 → 1,864円

再就職手当の給付率を引き上げます

○早期に再就職した場合に支給する「再就職手当」について、給付率をさらに引き上げます。

●給付日数を 1/3 以上残して就職した場合

給付率 30%（原則） → 40%（現在の暫定措置） → 50%（恒久化）

●給付日数を 2/3 以上残して就職した場合

給付率 30%（原則） → 50%（現在の暫定措置） → 60%（恒久化）

常用就職支度手当の給付率の暫定措置を恒久化します

○就職困難者（障害者等）が安定した職業に就いた場合に支給する「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げを恒久化します。

給付率 30%（原則） → 40%（現在の暫定措置） → 40%（恒久化）



厚生労働省

〇〇労働局・ハローワーク

賃金日額・基本手当日額の変更について

- 賃金日額の上限額は、毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、毎年8月1日に変更されます。これにより、基本手当日額(1日当たりの給付額)が変わる場合があります。対象となる方には、平成23年8月1日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新基本手当日額を印字して、お知らせいたします。
- 年齢に応じた賃金日額、基本手当日額の上限額は、下表の通り引き上げになります。

| 年齢 | 賃金日額の上限額 (円) | | 基本手当日額の上限額 (円) | |
|--------|--------------|--------|----------------|-------|
| | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| ～29歳 | 12,290 | 12,910 | 6,145 | 6,455 |
| 30～44歳 | 13,650 | 14,340 | 6,825 | 7,170 |
| 45～59歳 | 15,010 | 15,780 | 7,505 | 7,890 |
| 60～64歳 | 14,540 | 15,060 | 6,543 | 6,777 |

〔例〕 29歳で賃金日額が14,000円の方は、上限額(12,910円)が適用されますので、基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,455円となります。

※基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,600円から1,864円になります。

就業促進手当の上限額について

- 再就職手当、就業手当、常用就職支度手当における基本手当日額の上限についても、下表の通り変更になります。

◆再就職手当(常用就職支度手当)の上限額

| 年齢 | 変更前 (円) | 変更後 (前年度増減) (円) |
|--------|---------|-----------------|
| ～59歳 | 5,705 | 5,885 (△180) |
| 60～64歳 | 4,603 | 4,770 (△167) |

◆就業手当の1日当たりの上限額

| 年齢 | 変更前 (円) | 変更後 (前年度増減) (円) |
|--------|---------|-----------------|
| ～59歳 | 1,711 | 1,765 (△54) |
| 60～64歳 | 1,380 | 1,431 (△51) |